

## 「にいがた和牛が商標登録されました」 ～ブランド力が一段とアップ～

平成18年6月21日に団体商標登録の出願をしました「にいがた和牛ロゴマーク」は、平成19年8月3日付けで特許庁から登録証が交付されました。

登録番号は、「登録第5067369号」です。

登録の出願につきましては、出願者が法人格を有する者であることが必要条件であることから法人格を有しないにいがた和牛推進協議会に代わり、社団法人新潟県畜産協会が出願を行いました。

畜産協会は推進協議会にロゴマークの使用権を与え、適切な管理運営を期して行きます。

商標登録証が交付されたことで、にいがた和牛のブランド力アップと認知度アップに繋がる一方で、登録によって消費者には大きな責任を負うことになります。

これからも、推進協議会会員始め関係各位と共に「にいがた和牛」の適切な表示を行い信頼の高い「にいがた和牛」の生産と流通に努めて行きますのでご支援とご協力をお願いします。

### 商標登録

商標第 5067369号



にいがた和牛推進協議会

## 「にいがた和牛を楽しむ会」 ～参加者は多彩なにいがた和牛料理に満足～

本協会に事務局を置く「にいがた和牛推進協議会」では、県内に「にいがた和牛」の知名度を高めて、消費拡大を図ることを目的にして、女性ベアの参加を得て7月28日新潟市中央区のレストラン「彩旬」を会場に「夏こそ元気!にいがた和牛を楽しむ会」を開催しました。参加者は、地元紙の公募で応募のあった237組の中から厳正な抽選を行い40組の方の参加を得て実施しました。

提供された料理のにいがた和牛づくしで、牛肉は一人当たり400gも有りました。主なメニューには焼肉あり、大トロ握りあり、タタキありで、味、量共に充分でした。会食は禁酒としましたので飲物としてソフトドリンクを提供しました。

参加者には堪能して頂いたと感じております。

会食後、牛肉に関するアンケートを実施した結果は以下のとおりでした。

牛肉を購入するポイントとしては、価格が71%産地が70%で銘柄や品種は何れも20%台前半でした。

普段の牛肉の用途は家庭で調理80%、外食が70%でした。また、家庭でよく購入する牛肉は、すき焼きしゃぶしゃぶ用が85%、焼肉用は52%でしたが、ステーキ用は35%止まりでした。

にいがた和牛の認知度では、知っているが85%、食べたことがあるは61%でした。

## にいがた和牛づくし



にいがた和牛カルパッチョ



にいがた和牛網焼きと  
彩り焼き野菜の盛り合わせ